

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	決算特別委員会 総務文教分科会			会議場所 第3委員会室
				担当職員 山内
日 時	平成26年9月22日(月)			開 議 午後1時51分
				閉 議 午後2時 6分
出席委員	吉田 中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者				
事務局	藤村事務局長、山内次長			
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

13:51

1 吉田委員長 開議

2 案件

(1) 決算審査に係る追加資料の提出要求について

< 吉田委員長 >

「大規模スポーツ施設関連事業経費」の事務事業評価の際に、用地測量業務について審査を行うことになるが、追加資料として、成果簿、契約書、業務指示書、完成検査調書、業務の打合せ内容等について、委員会として資料請求を行ってよいか。
了

(2) 決算審査に係る参考人意見聴取について

< 吉田委員長 >

参考人の意見聴取を行いたいと考えている。成果簿等をもてわからないと思うので、中立の立場で、専門家に聞いていきたい。中立・公平を期すため、公嘱協会だけでなく、京都土地家屋調査士会の会長に相談し、本人、もしくは誰かを紹介してもらい、参考人として招致したいと考えている。

参考人の招致について、諮りたいが。

< 堤委員 >

吉田議員、委員長がこれまでから取り上げてこられた、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会の延長線上的話であると思うが、総務文教分科会で取り上げようとするものの位置づけを明確に願う。

< 吉田委員長 >

この件については、事務事業評価の対象事業であり、決算審査も当然に行っていくことになる。資料請求も行うので、その際、専門家に意見を聞きたいと考えている。

< 堤委員 >

事務事業評価対象の大規模スポーツ施設関連事業経費について、公嘱協会に業務を発注しているのであれば、その状況を一番よく知っている公嘱協会の人に来てもらうよう、要請すればよいのではないか。

< 吉田委員長 >

今回は測量業務の話であり、過去に公嘱に関して資料請求したこととは、別の問題である。また、成果簿等を見てもらうのに、中立・公平の立場から、実際に仕事をされてない人に来てもらうのがよいと考える。誰に来てもらうかは土地家屋調査士会に任せたい。

<堤委員>

公益社団法人土地家屋調査士協会の理事長なり、専門家に来てもらったらよいと考える。

<吉田委員長>

契約の相手方に来てもらっても仕方がないと思うが。

<木曾委員>

公平性の担保が第一、それと、契約者が公嘱協会の理事長であることから、その人に来てもらうのはどうかと考える。

<中村副委員長>

大学の専門の方など、公正な立場でやってもらえる人がよいのではないか。

<木曾委員>

例えば、隣の滋賀県や兵庫県などの公嘱協会の人に来てもらうのも一つの方法と考える。

<堤委員>

吉田議員、委員長は、一般質問もされていたが、そもそも、総務文教分科会として参考人を何のために呼ぼうとしているのかがわからない。何か大きな疑惑でもあるのか。

<吉田委員長>

この件については、一般質問とは関係ない。大きな事業費として、事務事業評価の対象事業として選定され、その中で、決算認定とともに事務事業評価を行うということである。少なくとも請求内訳書が違うし、また、成果簿に記載されていないものにお金を払ったという、一般質問での答弁があった以上は、その関係資料は調査しなければならない。皆さんがその資料をみてわかるのであればよいが、わからないということであれば、専門家に来てもらう方がよいので、専門家の招致を考えているということである。それについては、賛成、反対の意見はあるかもしれないが、その場合は、採決をとっていきたい。

<木曾委員>

参考人に来てもらって説明を受けた方が、決算審査もきっちりできると考える。

<吉田委員長>

大学の先生という話もあったが、専門家でないとわからないようにも思う。

事務局、参考人を呼ぶ場合、特定の個人を指名しておかなければならないのか。

<事務局次長>

参考人を特定できればよいが、仮にできなければ、ただ今の議論を踏まえ、参考人の特定を正副委員長に一任したうえで、参考人招致を諮ることは可能である。

<中村副委員長>

入札のメンバーの中には、公嘱協会の理事長は入っていないということでよいか。

<吉田委員長>

業務はされていないが、契約者となっている。

<田中委員>

公嘱協会の理事長は、契約の当事者であるので、ふさわしくないと考える。決算審査の結論を出すにあたって、参考となる、適切な人を呼んでいただきたい。

< 吉田委員長 >

不平等にならないよう、正副委員長で選ばせていただきたい。

< 木曾委員 >

公平性を担保できる人に来てもらうよう、要望しておく。

< 事務局次長 >

参考人招致を採決する際には、来てもらう人の事後承認を得ていただくという前提
でよろしく願います。

< 吉田委員長 >

それでは、決算審査に係る参考人招致について採決を行う。

決算審査に係る参考人招致について、賛成者の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数であるので、決算審査に係る参考人招致を決定する。

他になければ、これで決算特別委員会総務文教分科会を閉議する。

閉議 14 : 06